

二 神代文字と諺文 (附、新字、肥人書、薩人書)

一 神代文字の存否

漢字渡來以前、既に我が國に固有の文字があつたかどうか。所謂神代文字なるものが當時存して居たらうかどうかの問題は、古くから我が國の學者によつて論ぜられた所である。即ち或る學者は神代文字の存在したことを疑はず、或る學者は其の非存在を唱へて存在論者の神代文字を目して他國文字の影響を受けたものと主張して居るのである。

二 神代文字存否論者

神代文字存
否論者

神代に文字があつたといふ論者は「神代口訣」(貞治年間
忌部正通)に「神代字象形也」とあ

神代文字の
存否

るのを根據とするもので、「神代紀抄」(大永年間)に龜トの灼によつて一萬五千三百七十九卦出来るが、之れ即ち神代文字であるといひ、「楊鳴曉筆追加」(天正六)に

「神代の字は非漢字、聖德太子舊事記を被選時、始て漢字に成し給ふ云々」

といひ、「日本書紀版」(慶長四年)に

「聖德太子察三才之源、達三國之起、故始以漢字附神代文字傍、於于爰吾邦人浸得

識量典經之旨云々」

といひ、其の他「和字傳來考」(享保九年)、「和字傳來考附錄」(元文四年)、「以呂波問辨

釋」(寶曆十四年)、「神國神字辨論」(安永七年)、「神名書」(安永八年)、「神字日文傳」(文政二年)、「錢

本文字考」(天保九年)、「神代文字考」(嘉永元年)、「神字箋」(明治六年)、「日本古代文字考」

(明治二十一年)等は皆之に屬するものである。

又其の存在を否定するものは「古語拾遺」(大同三年)の序に

「蓋聞上古之世未有文字、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不忘云々」

といひ、「宮崎宮記」(大正)に

「尋其本體、應神天皇之神靈也、我朝始書文字、代結繩之政、即創於此朝云々」

といひ、又「本朝文粹」に

「上古之事出口傳、故代々之事應有遺漏」

等とあるのを始とし、「自娛集」(只信)、和讀要領(太宰)、假字本末附録神代字辨(嘉永三年伴信友)、「文藝類纂」(柳野)等は何れも之に屬するものである。

三 神代文字の書體

さて我が國の神代文字と稱するものには種々の書體がある。伴信友は「神代字辨」に甲本眞字體、乙本眞體圖、丙本行字體、丁本草字體を挙げ、「神字日文傳」には天兒屋根命の眞傳で對馬國ト部阿比留の家に傳へたもの、思兼命の撰せられたもので對馬國ト部阿比留中務の傳へたものなど、總て十三の書體を列舉し「日本古代文字考」には六行成字(阿奈)、種子字、守恒字、阿比留字、出雲字、惟足字、伊豫字、筑紫字、對馬字、齋部字、夷野字、豐國字等の諸體を擧げてある。此等の字體は今茲で書さあらはす譯に行かぬから、夫々の書に就いて見られたい。唯參考のため、阿比留字「日文傳」に「日文四十七音」といひ、「神代字辨」に「甲本眞字體」と稱するものの字句だけを擧げて置く。

ヒフミヨイムナヤコトモチロラネシキルユキツワヌソヲタハタメカウオエ
ニサリヘテノマスアセエホレケ

而して各字は

タテ五畫 丁(ウ)、上(オ)、一(イ)、十(エ)、ト(ア)

ヨコ九畫 人(ス、ム、フ)、口(ツ)、コ(ル)、し(ヌ)、ナ(ク)、エ(ユ)、ロ(ム)、ハ(ウ)

十四字の適當なる組合せによつて構成せられ、朝鮮の諺文と非常なる類似を有して居ることを誰でも容易に發見し得るのである。

四 神代文字と諺文との關係

神代文字存在論者の一部の人は、此の間の關係を説明して朝鮮の諺文は我が神代文字に倣つて製作したものであると論じて居る。例へば「神字日文傳」に

「尙熟考ふれば、朝鮮の諺文といふは我神世の文字の古く彼國にも傳はりたるを、彼國人のさかしらを加へて作り改めたるものならんとかつゝ悟り得て、いかで糾^{ただ}し見ばやと思へるに、云々」

とて果して其の端緒を得たる由をいひ、又

「特にかの諺文といふ字は皇國字の彼國にも舊く傳はり遺れるを原と爲して、近く我が應永の頃に、彼國人の悉曇章に附會して杜選^つれる字としも知られざるは、此主（主とは新井白石を指す）の博識にとりては、大なる思ひ落しにぞありける。」

さて白石の説を駁し、尙ほ諺文は我が神字に基いて製作せられたものであるといふことを主張して居る。又「日本古代文字考」にも

「然レバ日本ヨリ傳ヘタリト云フモ理ナキニアラズ。」

などといつて居るのも其の一例である。

之に反し非存在論者の多くは、神代文字を以て却つて諺文から脱化したものであると論じ、互に鎬をけつて論を闘^うはして居る。今日の學說から見ても其の何れが正當なるかは後にいはうと思ふ。

五 新字

「日本書紀」天武天皇十一年の條に、命[○]境[○]部[○]連[○]石[○]積[○]等[○]更[○]肇[○]俾[○]造[○]新[○]字[○]一[○]部[○]四[○]十[○]四[○]卷[○]といふ句がある。抑此の新字とは如何なる文字を指すのであらうか。釋日本紀に「日本紀私記」の説を引いて

「師說此書在圖書寮、但其字體頗似梵字、未詳字義所准據。」
とあるが新井白石は「同文通考」に之を説明して

「新字ハ梵書ニ似タルナレバ、漢字ノ體ニハアラズ。」
といひ「假字本末」には

「其新字は後世の假字のさまなる音字にはあらで、漢國のに倣ひて萬の事物につきて新に字を造設け、其讀法などをも注したるものなりげん。(中略何れにしても、其字の行はれざりつるは大皇國にふさはしからざるが故なるべし。）」
などいつて、其の字體の不明なることを述べて居るが、又一方に於て同書は諺文との關係を認めて居るところも見ゆる。即ち

「此新字造らしめ給へるは、かの新羅にて、吏讀を製れる頃ど、おほかた同じ時に當れり。紀を按ふるに、此御世には、ことに三韓國わきて親しく平服參來れる中にも、新羅はことによく懷き奉れるさまにて、(中略)かゝる有様なりければ、もはら皇國言を書し合せむ料に前に薛聰が心さどく謀らひて吏讀を製りたりけるが、便よきまゝ、になべて方言をも書き記す事となりにしものなるべし。かく

て又思へば御世の十一年石積等に命せて新字を造らしめ給ひたるは、そのか
み新羅にて新に吏讀を製りて皇國言を習ひて書記せるを覽せ奉り、誠款を顯
はし申せるを見そなはして、便よきものと思はして、ごなたにても韓國ごもの
言を書記し置かせ給ひ、かつは皇國の事をも言のまゝにうるはしく書記さし
め給はん料に試に新字を作らしめ給へるにそありけむ。私記に其字頗似梵字
未詳字義所准據と見わたるもかの叢話に諺文を依梵字爲之といへるにつき
て上に論ひたるが如く、吏道は原梵字に倣ひて製れるにてもあるべきを、石積
等が製れる新字も吏道に倣ひたらむには、これも自ら梵字に似たるかたのあ
りて云々。

どいつて居る。新字に關する彼の學説は諸學者中最も精を盡して居るが、今日か
ら見ると彼の學説には一二誤つた見解が挿まれて居る。

(一)「吏道は原梵字に倣ひて製れるにてもあるべきを」といひ、「新字も吏道に倣ひ
たらんには」といつて居るが、これは吏道と諺文とを混同し、同體異名と考へた
結果である。彼の吏道と稱するものは總て諺文を指すものと思はねばならぬ。

(二)彼の所謂吏道を諺文のことであるとしても、此の新字を造らしめ給へるはか
の新羅にて吏道を製れる頃とおほかた同じ時に當れりといひ、新字も吏道に
倣ひたらむには、といつて居るのは、解し難い。諺文は李朝世宗二十八年(西紀一四四六)
我が國では足利將軍義政の時に當るに制定せられたものであるし、又それよりも遙か以前に製作
せられたといふ天武朝の新字が諺文に基いて作られたといふ説も根本から
覆ることになるのである。

右の外、〔文藝類纂〕(辨原)は、大體に於て「假字本末」の説に賛成し、唯四十四卷とある
に關して

「又一紙にして足るべきを四十四卷とあるは此頃の卷本なりと雖多きに過
が如し。然れども其書數字連合して事物の語を擧げし故に多くなれるなるべ
し。云々」

といひ、木村正辭博士は此の新字たる梵字や諺文の如きものにあらずして、漢
字の體に倣うて、別に我が國に於て作られたものと論じて居る。即ち彼の「新撰字
鏡」に「小學篇」の字として載せてある約五百字は訓のみあつて音の無いものであ

るが、此の「小學篇」の文字こそは石積等の撰した新字及び其の後作られた和字を
採めたものであらうといふのである。然るに最近和田英松氏は之に對して異論
を唱へられた（東亞之光第十、四卷第十一號）。即ち氏は先づ「小學篇」なる書は果して日本に於て作
られたものであらうか、實は同名の書が「新撰字鏡」編纂以前即ち晋代に出来上つ
て居たといふことを論じ、更に木村博士が音の無い我が國固有の文字なりとな
すものの若干字に就き、其の字音が存し、我が國固有の文字にあらざる反證を舉
げ、結論として、石積は屢渡唐して漢文學に造詣の深い人であつたから、定めて漢
字の體を利用して或は古語をも記し、或は國語を發音のまゝで、正確に書き現は
すべき文字を考案したものであらう。或は漢字の字音を以て國語を記すべきも
の即ち萬葉假名の如きものを一定したものであるまいか。又一部四十四卷と
いふ浩瀚であつたのを見ると、此の外我國に於て使用すべき文字を制定したも
のであるまいかと述べられて居る。

六 肥人書

又肥人の書と稱するものがある。即ち「釋日本紀」に

「師説大藏省御書中有肥人之字六七枚許、先帝於御書所令寫其字、皆用假字、或其字末明、或乃何等字明見之。」

とあるもので、或は之を以て日本固有の文字なりといひ、或は諺文と關係のあるものであるといつて居る。「同文通考」に

「謹按スルニ冷泉大納言爲富卿ノ本朝書籍目錄ニ肥人書五卷トノセラレタリ。サラバ此書モト五卷ナリシニ、後ニハ纔ニ六七枚バカリ大藏省ノ御書ノ中ニノコレルナリ。肥人書トハ肥ノ國人ノ書也。肥ノ國トイフハ今ノ肥前肥後等ノ國コレナリトイフ人アレド、萬葉集ノ中ニ十一卷ニ肥人トカキテコマビトヨミタレバ、肥人書トイフハ高麗國ノ書ヲヤイヒケン。今モ朝鮮ノ國中ニテ用ユル所ノ文字其體梵篆ノゴトクナルヲ諺文トイヘルアリ。今ノ朝鮮トイフハ古ノ三韓ノ地ヲアハセタル國ナレバ、今其國ニ用フル所ノ文字アルコト古ヨリノ俗ナルベキ。サラバ高麗ノ世ニソノ國ニ行ハレシ文字我朝ニ傳リシヲシルセル書ナリケンモシラズ、サレド肥人書ニ見エシトイフ所ノ字、今モ我國ニ用ユル所ナレバ、兼方ノ説ニヨリテ、此書ヲ以テ我國ノ假字ノ始トゾイフベキ。今十一假字

「肥人書ナリ、クハシキハ下ニ見ユ」

といひ、假字本末」には

「肥人とは肥の國の人なるべし。中略かくていろは假字世にひろまり、遠國の下
ざまにも漸行はれそむる頃、肥の國人の未だ能く書熟れざりけるが、調物など
進る時にうひくしくかきて出せる書の、をりしくめづらしかりければ、國司
よりとり副て奉れるを、大藏省に收置けるがありしなるべし。」

とあつて、何れも肥人書の我國固有の文字なるを認めて居る。併し同じく「假字本
末」の後段に、

「乃川は吏道の草體に乃川など書けるがあるを思へば、もしくは吏道の草書に
て書たるものなりしにや。さらば肥人はコマビトにて高麗人ならんか。萬葉集
第十一卷に肥人額髮結在染木綿染心我忘哉とある肥人を舊訓にコマビトと
訓めり。中略さて此乃川の事は肥の國人の草假字を書ならひて、いとかたはな
りつる中に乃川など書けるは明かに見わたる由なるべく思はる、由上卷草
假字の下にいひつれど、又かくも思はる、なり。尙よく考さだむべし。」

とて、一方には朝鮮の文字と關係の存し得べきことを認めて居るやうである。神字日文傳には

「前にかの開題記(古史)をツグ選れる頃迄は肥國人の古く作れる和字にたま／＼乃川などの漢字の交れるなるべしと思へりしを、上下に舉げたる字どもを見て近頃よく考ふるに、この謂ゆる肥人書は即ち今此書に著し傳ふる字等にて、乃川等字明見之といへる二字は漢字にあらず。(中畧)適々肥國人の書る皇國字に、それに似たるが有しを見て、ゆくりなく漢字の乃川なりと思へるなりけり。(中畧)されば釋紀に肥人書とあるは、今若し傳ふる神字の草書を肥國人の書けるなる事疑なく云々」

と論じ、更に白石が肥國人はコマヒトならんといつたのを駁して、

「此はいみじき非説なり。そは此説は萬葉集十一卷に寄物陳思歌の所に肥人の額云々とある歌の肥人を常の印本にコマヒトと假字付けたるを見て言はれたる説なれど、此は非説なり。ヒノヒトと訓べし。然るは此歌に竝べて「ヤマト早人の名に負ふ夜音コユいちしるく吾が名を謂はせツク嬌也恃まむ」と言へる歌あり。早人とは

薩摩人の事なるに、かく並べ載せると仁和寺書目録に肥人書薩人書と並べ載るを以ても我肥國人の書なる事論ひなし。殊に肥人を高麗人とする事は只萬葉集の誤訓を豫とするより外に正しき証なき事なるをや。

といつて居る。其の他小山田與清の「松屋筆記」には

「肥人の字は高麗人の書たる假名にて、これはた古事記、日本紀の假名におなじかるべし。乃川の字ありといへど、乃は古事記の假名にも有、川は日本紀日本紀竟宴歌古本の神樂催馬樂風俗歌などにも見ゆ。そは國の字を省て門と書き、それを草書にツと書たるが轉じて川と成れるなれば、肥人の字といへども、ことなる體にはあらず。高麗人を肥人と書は萬葉集にも見えて、高麗人は肥國を経て來れば也云々。」

といひ、朝川鼎の「善庵隨筆」には

「中古小學問の有りしは、民間使用の爲に、皇國人の字音五十字を唐國の楷書點畫少く或は點畫の中にて點畫を省き、畫少く書き易き様に制し、國音の五十音を寫し取り、譬へば天をあめ地をつち、凡山海風雨の類文字有らしめ、是を肥人

書と名く。仁和寺書目に肥人書五卷とあり。蓋し肥の國に古より傳ふる所の文字なり。中略今考ふるに、乃川の二字、片假名の外に存するものなし。是れ、肥人書は片假名なる證據なり。故に是を肥人書と云ふなれば、萬葉集十一卷に肥人を高麗と釋せり。肥と高麗とは南北一帯の海を隔つるのみにて、皇國人の高麗に住し、高麗人の皇國に歸化在住のもの多し。高麗國にては唐國と久しく朝聘往來して上下とも唐國の文字を知りたるもの多ければ、歸化の人の中にて唐國の字を五十音に製作し、日用に便せんとて、教へたるなるべし。去ながら夫は國音五十字に寫し取るのみにて、字に義のなきことは、西洋のあつてと一様なり。云々

などあつて、肥人書を以て朝鮮人の書いた假名の一體であると論ずる學者もある。

以上の諸説を總括分類すると、肥人書は諺文又は朝鮮人の手に成つた一種の字體となす所謂外國起源説と、國內起源説との二種に分れる。而して國內起源説には更に

(一) 神代文字の草體であるといふ説。
 (二) 漢字の草體であるといふ説。
 (三) 肥國人の發明にかゝる一種の新文字であるといふ説。
 の三別を認めることが出来る。併しながら肥人書に關する具體的の記録は極めて僅少で、乃川等一二の文字を其の論據とするに過ぎぬのであるから、之を以て或は諺文と同系であるとか、或は神代文字の草體であるとか、肥國人の發明にかゝるものであるとか論ずるのは、餘りに早計に失した話ではあるまいかと思はれる。

七 薩人書

又別に薩人の書と稱するものがある。これに就き「同文通考」には「冷泉家ノ書籍目錄ニ薩人書トイヘルモノアリ。コレモ肥人書ノ類ニシテ、薩人ノ用ヒシ書體ナルヨシ、イヒ傳ヘヌ。サラバコレモ亦我國ノ書ノ一體ナルベシ。タゞ此書ノ事クハシク記セルモノヲイマダ見ザレバ詳ナラズ。」とて書體の不明なることをいひ、「松屋筆記」には

〔仁和寺書目に肥人書五卷、薩人書とあり。薩人は薩摩を経て來る吳越人などの事なるべければ、薩人書やがて、モ、ロ、コ、シ、ビ、ト、ノ、モ、ジ、と訓てもろこし人が書たる古事記、日本紀やうの假名成べし。〕

とて唐人ちゆうしひの作にかゝる一種の假名なるべしと論じ、又善庵隨筆は

「又古來より相傳ふる説に、片假名は皇國の楷書、薩人書は皇國の草書と云へる説のなきとは云ふべからず。薩人書は國音を四十七字に寫し取り、今の平假名なるべし。云々」

とて肥人書と同様一種の音標文字であつたらうと推論して居る。

薩人書に對する古來の研究は此等一二の學説に止まらぬが、要するに肥人書同様永久不可解の問題として取殘される外は無いのである。

八 結 び

以上述べた所を概括すると、新字、肥人書、薩人書と稱する三種の文字は、其の字體と其の使用の範圍とが甚だ不明であつて、之を諺文などと比較して見ようと云ふ場合までは未だ達して居ないものと信ぜらる。

唯茲に幾分注意を要するのは所謂神代文字の價值由來である。即ち諺文に類似せる我が所謂神代文字は果して我が國の神代から備つて居たものであらうか、或は朝鮮の諺文に倣つて後世擬作したものであらうかといふ問題である。併し今日の學問からいへば、吾人は後説の穩當なるに首肯せざるを得ないのである。今其の理由ともいふべき重なる箇條を擧ぐれば、

(一) 文字といへば少なくとも大きい社會に共通に廣く用ひられるものでなければならぬ。極めて狭い社會に單に模樣的の符號として用ひられるものは未だ文字本來の意義を十分に發揮したものとはいひ得ない。我が神代文字は縦し存したにしても、果して此の本義に叶つて居たかどうか頗る疑はしく、且つ廣く使用せられたといふ確かな形跡も今日十分に認めることが出來ぬ。

(二) 國に一定の文字が存して居る場合に、他の組織の文字が突然前者に代るといふことは容易に信ぜられぬ。

(三) 神代文字を具體的に説明したのは、朝鮮で諺文の制定せられた(今より四百年前)以後の事柄で、近々二三百年以前のことには過ぎぬ。其の以前は單に形象であつた

とか、龜卜の灼によつて作つたとか、極めて漠然たる説をなすに過ぎなかつたのである。

之を要するに神代文字は我が國固有のものでなく、神道家や國學者の一部が、我が國上代に文字無かりしといふの國家の體面に關する事頗る多大なるが如く考へ、種々詮索の結果、後世の推測を以て又は諺文に倣つて所謂神代文字を具體的に組成したものと信ぜられるのである。